

# アメリカ合衆国における職業教育連邦補助政策の論理

——「職業教育国庫補助委員会報告書」（1914年）を中心に

横尾 恒隆

## はじめに

これまでわが国では公教育としての職業教育・訓練の切り捨てが進んできた。既に1990年代から、高等学校職業学科（専門学科）や公共職業訓練の縮小——現在では「職業訓練」という用語の代わりに「職業能力開発」という用語が使用されている——が進行し、公教育における職業教育・訓練の「比重の低下」<sup>1)</sup>（佐々木英一）が指摘されてきた。さらに教育学研究の分野でも、「公教育」概念の問い合わせの議論が進められる中で、公教育の中に職業教育を位置づけることに対する疑義<sup>2)</sup>も出されている。

さらに最近では、独立行政法人「スリム化」の掛け声の下で、公共職業訓練に大きな役割を果たしてきた雇用・能力開発機構廃止が2011年10月に実施され、同機構が行ってきた公共職業訓練の縮小も危惧されており、公教育における職業教育訓練の「比重の低下」は一層進行する可能性がある<sup>3)</sup>。

しかし今日、「新卒一括採用」「終身雇用」「年功序列」「企業内教育」等を特徴とした「日本的雇用」の変容、さらには「フリーター」「ニート」という言葉に象徴される青年の雇用状況の悪化の下で「教育の職業的意義」<sup>4)</sup>を問い合わせる議論も出ている。またこれと関連してわが国の教育は、諸外国と比べても職業教育・訓練、さらには「教育の職業的意義」を軽視しているとの指摘もある。事実、国際的にはユネスコの「技術教育及び職業教育に関する条約」（Convention on Technical and Vocational Education, 1989）<sup>5)</sup>が、技術教育や職業教育に関する政策を立案し、そのプログラムや教育課程の実施を世界各国の政府の責務として位置づけている。また諸外国では、学校教育における職業教育・訓練が日本と比べて重視されていると指摘されている<sup>6)</sup>。

世界史的にみると、学校教育としての職業教育の振興策が取られたのは19世紀後半から1920年代にかけてであった。そのような動きの例として、ドイツのG・ケルセンシャタイナー（G. Kerschensteiner）が手工教育や職業教育の振興に尽力したこと、アメリカ合衆国（以下アメリカ）における職業教育への連邦補助を規定したスミス・ヒューズ法制定（1917年）、さらにはフランスでの技術・職業教育振興を意図したアスティエ法の制定（1919年）などを挙げることができる<sup>7)</sup>。

これらのうちアメリカのスミス・ヒューズ法（正式名称：「職業教育振興を規定する、すなわち農業や工業におけるこのような教育の振興に関する州との協力、職業科目の教員の養成に関する州との協力を規定し、資金を割り当て、その支出について規制する法律」）<sup>8)</sup>は、単に職業教育への連邦補助について規定したのみならず、①連邦補助の対象となる職業教育の定義、②補助対象となる職業教育の分野（農業、工業、家政）、③補助対象となる職業教育機関の種類（全日制、定時制、夜間）及びそれぞれの教育課程の条件についても規定しており、「公教育としての職業教育の制度化を促し職業教育制度の基本を構築し

た」<sup>9)</sup> 法律として評価される。

本稿は、スミス・ヒューズ法制定に大きく影響を与えたといわれている、連邦議会の「職業教育国庫補助委員会」(Commission on National Aid to Vocational Education、以下「国庫補助委員会」) の報告書<sup>10)</sup> (以下「国庫補助委員会報告書」) を分析し、この報告書における職業教育連邦補助正当化の論理を解明するとともに、同報告書の諸勧告の教育史的意義を明らかにすることを目的とする。

最初にこの報告書に関する先行研究について検討する。スミス・ヒューズ法の制定過程については研究が日米で蓄積されており、それらにおいては「国庫補助委員会報告書」が同法制定への大きな弾みとなったと指摘されている。しかしこれらの研究のうちアメリカのものでは、同報告書の内容についてその概略については紹介されていても、その本格的な分析は行われておらず、①この報告書による職業教育連邦補助正当化の論理、②同報告書の内容と職業教育運動に参加した諸団体での議論との関係、③報告書の内容と「国庫補助委員会」設置以前に連邦議会に提出された法案のそれとの異同などの点についてはほとんど解説されてこなかったように思われる。このことは、①スミス・ヒューズ法制定によって全米的な職業教育制度が確立したこと高く評価する立場からの研究、②この法律制定に対して批判的な立場を取る研究のいずれにも共通して指摘される。

まず前者の立場を取る研究からみるとこととする。この範疇に入る研究としては、伝統的な職業教育史研究の系譜に位置づく C・A・ベネット (C. A. Bennett) 『手工・産業教育史 1870～1917 年』<sup>11)</sup> (*History of Manual and Industrial Education 1870 to 1917*, 1937)、L・S・ホーキンス (L. S. Hawkins)、C・A・プロッサー (C. A. Prosser)、J・C・ライト (J. C. Wright) の『職業教育の発展』<sup>12)</sup> (*Development of Vocational Education*, 1951)、M・L・バーロー (M. L. Barlow) の『アメリカ合衆国における産業教育の歴史』<sup>13)</sup> (*History of Industrial Education in the United States*, 1967) 等を挙げることができる。

これらのうちアメリカにおける職業教育運動史研究の基本的な枠組みを形成したベネットの『手工・産業教育史 1870～1917 年』は、当時の主要な資料の分析を通して、1906 年以降アメリカ国内における職業教育運動 (vocational education movement、産業教育運動 (industrial education movement) ともいう) の展開過程とスミス・ヒューズ法の制定過程を検討し、そのなかで「国庫補助委員会」設置と同委員会による報告書提出が、スミス・ヒューズ法制定にむけての重要な歩みの一つであると指摘したうえで<sup>14)</sup>、①職業教育の必要性やそれへの連邦補助の必要性、②連邦補助の対象となる職業教育機関の種類等の点を中心に、その内容を紹介している<sup>15)</sup>。しかしひべネットは、「国庫補助委員会報告書」による職業教育連邦補助正当化の論理は必ずしも本格的には明らかにしていないよう思われる。同様のことは、ベネットの提起した枠組みの中で、研究を発展させたホーキンス等の『職業教育の発展』、バーローの『産業教育の歴史』にも指摘される。

上記のことは、スミス・ヒューズ法に批判的な立場からの研究にも指摘される。この種の研究のなかで最も初期のものの一つとして、スミス・ヒューズ法が制定されたのと同じ 1917 年に出された I・L・キャンデル (I. L. Kandel) の研究を挙げることができる。キャンデルは、同法について各州に既存の教育委員会からは独立した職業教育に関する委員会設置を求めるなど、職業教育を他の教育と分離しようとする志向が見られると批判的な見解を示している<sup>16)</sup>。またこの法律の制定を促進し、同法の内容の基本的な枠組みを示し

たとされる「国庫補助委員会」が「一方的な証人による一方的な委員会」<sup>17)</sup>だと批判している。しかし「国庫補助委員会報告書」自体については、①職業教育への要求が存在する、②職業教育への財政的負担に州が耐えられない等の理由から職業教育への連邦補助の必要性を強調したと簡略な形で記しているのに過ぎない<sup>18)</sup>。

またキャンデルと同様、スミス・ヒューズ法の制定過程や同法自体に対して批判的な検討を加えた「再解釈主義」教育史学の影響を受けた一連の職業教育史研究は、職業教育運動展開やスミス・ヒューズ法制定の教育史的意義をその社会的・経済的背景から解明することを意図したけれども、「国庫補助委員会報告書」の内容に関する本格的な分析は行っていないように思われる<sup>19)</sup>。

以上のようにアメリカでの先行研究では、この報告書がスミス・ヒューズ法制定に大きな影響を与えたことは指摘されているけれども、報告書自体の内容については概略が示されているに過ぎず、それに関する本格的な分析は行われていないと考えられる。また同報告書による職業教育連邦補助正当化の論理もほとんど解明されていないように思われる。

一方日本における研究としては、角田一郎の「近代資本主義の産業教育政策——スミス・ヒューズ職業教育法成立に関する社会学的考察」<sup>20)</sup>を挙げることができる。同論文は、「国庫補助委員会報告書」の本文を比較的詳細に分析し、その内容の特徴を、当時の社会的・経済的背景との関係から明らかにしようとしたものとして注目される。

この論文で角田は、スミス・ヒューズ法の制定過程と同法の教育史的意義を、①同法制定の社会的・経済的背景（とりわけ当時のアメリカ資本主義の発展と熟練労働者養成の要求）、②同法制定において中心的な役割を担った全米産業教育振興協会（National Society for the Promotion of Industrial Education、以下N S P I E）と他の団体（とりわけアメリカ労働総同盟（American Federation of Labor、以下A F L））や政治家との連携した活動などの点から解説している<sup>21)</sup>。

それとともに角田は、「国庫補助委員会報告書」そのものの分析も行っている。職業教育の必要性やこの種の教育に対する連邦補助の必要性に関する同報告書の議論について角田は、当時の工場労働者の低賃金や農業に対する資本主義の抑圧など当時のアメリカ社会が抱える矛盾に触れることなく、職業教育による工場労働者の地位向上と農民の収入増大を「幸運」として、彼らの「不満をわきにそらそう」とするものであったと批判している<sup>22)</sup>。

また連邦補助の対象となるべき職業教育機関の条件についても教育課程などの点から検討し、これらの教育機関のうち全日制学校の教育課程については、機械工作などの「単一技術（Unit Trade）」を中心とする「単能工の養成」（傍点 原文）を志向しており、「職業の社会学的文化的背景についての理解」や「労働問題などの社会的経済的な題目」は、排除されていたと強調している<sup>23)</sup>。

角田の研究は、スミス・ヒューズ法の制定過程をその社会的・経済的背景との関連から解説している点は注目される。また「国庫補助委員会報告書」の内容にこれらの背景がどのような形で反映しているのかを明らかにしようとしている点でも極めて興味深い。しかしその反面、同報告書が勧告している職業教育機関像については、最終的に成立したスミス・ヒューズ法のもとで連邦補助の対象となったプログラムの特徴と実際以上に結びつけようとする傾向があることは否定できない。

以上のように日米の先行研究については、スミス・ヒューズ法制定過程について「国庫補助委員会」設置と同委員会による報告書の提出が大きな影響を及ぼしていると指摘しながらも、一部を除き同報告書の内容は、本格的に分析はされておらず、この報告書による職業教育への連邦補助正当化の論理はほとんど解明されていないように思われる。

それにもかかわらず先行研究では、「国庫補助委員会報告書」がスミス・ヒューズ法制定促進に大きな影響を与えたと評価する研究がある一方で、同報告書について普通教育制度と職業教育制度の分離や「モノテクニズム」の職業教育を志向し、職業に関する「社会学的文化的背景」、「社会的経済的」な背景に関する内容が排除されたと強調する研究もあるというのが実態である。こうした先行研究の状況を念頭に置くならば、まず「国庫補助委員会報告書」の内容をその本文に即して再度検討することが必要であろう。それと同時に同報告書の諸勧告に、それまで職業教育運動に参加してきたN S P I E、使用者団体の一つである全米製造業者協会（National Association of Manufacturers、以下NAM）、全米的な労働組合組織の一つであるA F L等の諸団体の議論、さらには「ダグラス委員会報告書」などのそれを、どのように反映されているのかを検討する必要があろう。

こうした先行研究の動向に鑑み本稿では、以下の二点を課題とする。まず第一に、この報告書における職業教育への連邦補助の論理を、①徒弟制「衰退」問題などの経済的理由、②公立学校の進級遅滞問題と義務教育期間終了後の子どもたちの就労問題などの点から解説する。つぎに連邦補助対象となる職業教育機関の種類及びその教育課程などの点から、職業教育への連邦補助の条件などの勧告の特質を解説する。なおこれらの点の解説に当たっては、「国庫補助委員会」設置以前から職業教育運動の展開過程で提起されてきた議論がこの報告書の内容に与えた影響に関する検討も重視する。

同時に本稿では、①連邦補助の対象となる職業教育機関の種類、②連邦補助の対象となる職業教育機関の条件についても検討する。

## 1. 「国庫補助委員会」の設置

最初に「国庫補助委員会」設置の過程について触れておくこととする。工業教育、農業教育に関する連邦補助法としては、第一次モリル法<sup>24)</sup>（First Morrill Act、1862年制定）以降の一連の法律を挙げることができる<sup>25)</sup>。これらの法律は、カレッジ段階の農学・工学教育、さらには農業試験場を通じた農民に対する農学の知識の普及などを目的としたものであった。しかし工場労働者を養成したり、その教育要求に応えるための連邦補助法は、長い間制定されなかった。

スミス・ヒューズ法制定につながる職業教育連邦補助制定運動は、1906年以降全米レベルで行われた職業教育運動の一環として展開されたものであった。職業教育運動は、1906年のマサチューセッツ州における「産業・技術教育委員会報告書」（Report of the Commission on Industrial and Technical Education, 以下「ダグラス委員会報告書」）提出、及び同年のN S P I E結成を契機として始まったといわれている<sup>26)</sup>。

しかし職業教育連邦補助法制定運動は、日米の先行研究が強調するのとは異なり、当初から職業教育運動の中心的な課題として位置付けられていたわけではなかった。当初連邦議会に提出されたデービス法案<sup>27)</sup>（1907年1月22日提出及び1908年2月27日提出のもの）は、職業教育運動で設立がめざされていた職業教育機関というよりは、農業ハイ・ス

クール、手工ハイ・スクール、技術ハイ・スクールなど既存のハイ・スクール制度の一環として技術教育や職業教育を行う教育機関への連邦補助法案としての色彩が強かつたため、職業教育運動の中心的に担っていた団体の一つであったNSPIEは、この法案に対して、一方で職業教育連邦補助法案の必要性は認めながらも、これらの法案の内容を全面的に肯定したものとはいえない微妙な態度を取っていた<sup>28)</sup>。

しかしそれ以降、連邦議会に提出された法案（デービス・ドリバー法案、ペイジ・ウィルソン法案など）の内容がNSPIEの意向に沿ったものに修正されていったこともあり、同協会は法案成立を積極的に支援していくことになった。とりわけ1912年に職業教育運動の全米的な理論的な指導者として知られることになるC・A・プロッサー（C. A. Prosser）が事務局長に就任後、彼を中心にこの組織は、法案制定のために精力的な活動を展開していった<sup>29)</sup>。

しかし連邦議会におけるデービス・ドリバー法案、ペイジ・ウィルソン法案などの法案の審議は、農民を対象とする州立農業カレッジの拡張部門への連邦補助を目的とするスマス・レーバー法案のそれと競合したことでもあって難航した<sup>30)</sup>。しかし1914年1月に両院合同決議第5号によって、スマス・レーバー法の成立と引き替えに「国庫補助委員会」設置が決定され、中等段階の職業教育への連邦補助法制定の動きが本格化することになった<sup>31)</sup>。

この委員会は、スマス・レーバー法の提案者の一人で、同委員会の報告書提出後、スマス・ヒューズ法案の提案者の一人となるH・スマス（H. Smith）上院議員、同議員とともにこの法案の提案者となるD・M・ヒューズ（D. M. Hughes）下院議員、同委員会設置以前に提出されたいいくつかの職業教育連邦補助法案の提案者になったペイジ上院議員を含む4人の連邦議会議員、さらにはNSPIE事務局長のプロッサーを含む5人のアメリカ市民、合計9名の委員から構成されていた。同委員会は、1912年4月に発足し、委員長にはスマス上院議員が就任した（9頁）。

先述のようにキャンデルは、この委員会が「一方的な証人による一方的な委員会」<sup>32)</sup>であったと批判している。これは一つには、同委員会にNSPIEで活動していた人々をはじめとして<sup>33)</sup>、職業教育関係者は含まれていたものの、普通教育関係者が含まれていなかつたことによると考えられる<sup>34)</sup>。しかしこの委員会には、 AFL産業教育特別委員会の委員も務めたA・ネスター（A. Nestor、女性、当時国際手袋製作工組合会長）が含まれていた（9頁）ことにも見られるように、労働組合の意向にも一定程度配慮する体制が取られていたことには注目する必要がある。

「国庫補助委員会」は、公聴会の開催や教育長（州、都市、郡の）、労働組合、使用者等への質問紙調査などを精力的に行い（10頁）、発足後僅か2ヶ月後の1914年6月に最終報告書を連邦議会に提出した（7頁）。最終的に提出された「国庫補助委員会報告書」は、①職業教育の定義、②職業教育の必要性、③連邦補助がなされる職業教育機関の種類等について勧告している。以下ではこれらの点についてみておくことにする。

## 2. 職業教育の定義に関する勧告とその特徴

つぎにこの報告書による「職業教育」（vocational education）の定義について検討する。「国庫補助委員会報告書」は、この用語を「少年、少女を有用な業務（useful employment）

のための準備する種類の実用的な教育に限定」すると同時に、「工業、農業、商業、及び家政の知識を基礎とする職業の効率を増大させるために、14歳以上の人々に対して中等段階（secondary grade）での訓練を与える形態の教育」と定義していた（16頁）。

これらの定義のうち「職業教育」を中等段階のものに限定した理由として報告書は、（モリル法などの法律を通じて）カレッジ段階における専門職養成、商業・工業分野の指導者養成については、既に各州さらには連邦政府の補助を受けているという事情を挙げていた（36～37頁）。

しかし職業教育を中等段階のものに限定する方針は、既にマサチューセッツ州で公教育としての職業教育制度の確立を勧告し、職業教育運動展開のきっかけの一つとなったとされる「ダグラス委員会報告書」や、スミス・ヒューズ法につながる最初の法案であると考えられる1907年1月22日提出のデービス法案<sup>35)</sup>にもみられたものであった。

また連邦補助の対象となる「職業教育」を、「14歳以上」の人々を対象とするものに限定する勧告は、実際に成立したスミス・ヒューズ法にも盛り込まれることになる<sup>36)</sup>けれども、基本的には「8年間の一般教育を共通教育としてすべての国民に保障することを「再確認」したもの<sup>37)</sup>であったと評価される。この勧告は、職業教育運動を推進した団体、勢力、論者の間に、職業教育の開始時期について論争があったことを反映したものであった。職業教育運動開始時に使用者団体の一つNAMの会長J・W・ヴァン・クリーヴ（J. W. Van Cleave）は、職業教育を10歳前後の時期に開始すべきだという議論を展開していた<sup>38)</sup>。これに対し全米的な労働組合組織の一つであるAFLは、8年制初等学校の期間を共通教育の期間とする立場から、職業教育を14歳以上の者を対象とするものに限定する立場を取っていた<sup>39)</sup>。

こうした議論の経緯を踏まえるならば「国庫補助委員会報告書」が、連邦補助の対象となる職業教育を、14歳以上の者を対象とする者に限定したことは、AFLの立場に配慮を示していたものとみることができる。しかし本格的な職業教育開始以前の時期に、何らかの形で職業予備教育（prevocational education）を行うこと（それは8年制初等学校上級学年の課程分化、すなわち14歳以下の時点でのそれを意味していたと考えられる）は否定していなかった（46頁）。

なお「国庫補助委員会報告書」が、連邦補助の対象となる職業教育を「民衆によって維持され管理された」もの、すなわち公立教育機関で行われるものに限定する方針も表明していた（80頁）ことも注目される。この部分も、職業教育運動の展開過程での労使の議論を反映したものであったと考えられる。この運動展開の初期には、使用者、とりわけNAMに結集した人々が、私立や企業立の職業教育機関設立を志向したのに対し、労働組合の全米的な組織の一つであったAFLは、公立職業教育機関設立による職業教育振興の必要性を強調していた<sup>40)</sup>。その状況下で、NSPIEは、公立職業教育機関を中心とする職業教育制度確立を方針とするにいたった<sup>41)</sup>。この報告書が、連邦補助の対象となる職業教育機関を公立のものに限定することを勧告したのも、上記の事情を反映していた。

つぎに連邦補助の対象となる職業教育の分野についてみると、この「国庫補助委員会報告書」は、上記の定義に基づき職業教育への連邦補助の対象となる分野は、農業、工業、家政の3つに限定することを勧告していた（40～41頁）。商業教育を連邦補助金の対象から除外した理由として同報告書が挙げていたのは、この分野に関する訓練を受けた

労働者が不足していないことであった（40 頁）。一方家政教育が連邦補助の対象に含まれたのは、①農村部で家庭に関する訓練を提供する必要がある、②栄養士、調理師、メイド、マネージャーなど家政の知識に基づき、なおかつ女性が従事する多くの職種が存在するという二つの理由によるものであった（41 頁）。

しかしながら連邦補助の対象となる職業教育の分野をこれら 3 つに限定する方針も、この報告書が初めてではなく、既に先述の「ダグラス委員会報告書」<sup>42)</sup>に加えて、先述の 1907 年 1 月 22 日提出のデービス法案以来、連邦議会に提出された法案にも見られたものであった。

以上のように「国庫補助委員会報告書」は、①「職業教育」という用語を中等段階のものに限定し、②連邦補助の対象となる職業教育の分野を農業、工業、家政の 3 つに限定することを勧告したけれども、これらの方針は、既に同委員会設置以前の法案にも盛り込まれていた。しかし同報告書の諸勧告の特徴は、それらを理論的に正当化していた点にあつたということができる。

つぎに「国庫補助委員会報告書」における職業教育への連邦補助の必要性に関する論理を、①徒弟制「衰退」論などの経済的理由、②公立学校における進級遅滞問題及び義務教育期間終了後の子どもたちの就労問題、③連邦と州の関係や連邦が教育に関する補助を行った前例などの点から解明する。

### 3. 職業教育への連邦補助の必要性の論理

#### （1）経済的な理由による職業教育の必要性

最初に経済的な理由による職業教育の必要性に関する議論からみることとする。この点について「国庫補助委員会報告書」は、①経済的な面での諸外国との競争、②徒弟制「衰退」問題などの点から論じている。

これらの点のうち経済面での諸外国との競争について報告書は、N S P I E 第 1 回大会（1908 年 1 月開催）のヴァン・クリーヴの講演<sup>43)</sup> や N A M の産業教育委員会が 1912 年に提出した報告書<sup>44)</sup> と同様、もはやアメリカ経済が、自国の豊富な天然資源のみに依存できなくなってしまっており、今後「より多くの頭脳を販売し、材料を販売するのを少なくする」能力をもつ優秀な労働者の養成に依拠するようになっていると論じていた（18～19 頁）。

工業生産に関する諸外国との競争の激化とそれと関連した労働者養成の問題と関連して「国庫補助委員会報告書」が重視していたのは、これらの諸国がアメリカと比べて職業教育制度を整備していたことであった（23 頁）。同報告書は、諸外国とりわけドイツの職業教育制度を高く評価していた（17 頁）。これは、職業教育運動展開の下でこの運動に参加してきた N S P I E、N A M などの団体での議論を反映したものであった<sup>45)</sup>。

同報告書が職業教育への連邦補助の必要性に関する経済的な理由として重視していたもう一つの点は、徒弟制「衰退」問題であった。19 世紀半ば以降、生産現場への機械の導入に伴う分業化の進行も徒弟制の教育的機能が喪失したことが指摘されるようになった。それは、分業化の進行により従来の熟練職種が多く異なる職種に分割され、以前のその職種全体に熟練した労働者が不要になった結果、徒弟たちは、その一部の工程しか教授されなくなったことによるものであった<sup>46)</sup>。それと同時に、N A M に結集した人々を中心に、労働組合による徒弟制規制（そのなかには、採用する徒弟の数の制限や徒弟に対して

一定期間の徒弟訓練を要求することが含まれていた)が徒弟制「衰退」の原因だとする議論も展開された<sup>47)</sup>。この徒弟制「衰退」問題も、職業教育運動展開の早い時期から議論の俎上に載っていたものであった<sup>48)</sup>。

「国庫補助委員会報告書」は、機械の導入と分業化の進行による徒弟制の教育的機能の喪失を職業教育が必要とされる理由の一つとして挙げていた(19 ~ 20 頁)。しかし同報告書は、徒弟制「衰退」問題について、職業教育運動開始の時期のNAMに見られたように、労働組合による徒弟制規制がその原因となったという批判はしていなかった。このことは、職業教育連邦補助法制定運動の一翼を担っていたAFLへの配慮を示したものとして注目される。

以上のように「国庫補助委員会報告書」は、経済的理由からみた職業教育の必要性の議論を、①経済面での諸外国との競争、②徒弟制「衰退」論などの点から展開していた。それと同時に同報告書が、職業教育への連邦補助の必要性について議論を展開する際に、労働組合に関する徒弟制規制への批判など、職業教育への連邦補助を支持する諸団体の対立を招きかねない問題への言及は、巧妙に避けていることは注目される。

## (2) 公立学校の進級遅滞問題と義務教育期間終了後の子どもたちの就労問題

つぎに公立学校の進級遅滞問題や義務教育期間終了後の子どもたちの就労問題にという点からの議論についてみるとする。これは、1880 年代以降それまでの西欧、北欧出身の「旧移民」とは、言語、宗教、文化の面で異なる特徴を持つ、東欧、南欧出身の「新移民」(New immigrants) が増加し、その子どもたちが公立学校に大量在籍することによって、この時期のアメリカでは都市部を中心に、進級遅滞が問題とされるようになった<sup>49)</sup>。また当時多くの州で義務教育期間が 14 歳までとされていたが、進級遅滞している多くの子どもたちが当時の 8 年制初等学校の課程を終了する前に、義務教育期間が終了してしまい、彼らの多くが初等学校の課程を修了せずに公立学校を離れてしまい、その多くが不熟練労働に従事していることが、「浪費された年代」(Wasted years) として問題とされていた<sup>50)</sup>。これらの問題もやはり、職業教育運動の展開過程で、「ダグラス委員会報告書」(とりわけその「子どもと産業の関係に関する小委員会」(Sub-Committee on the Relation of Children to the Industry, 以下「小委員会」) の報告書(「小委員会報告書」)<sup>51)</sup>)、NSPIE<sup>52)</sup>、NAM<sup>53)</sup>、AFL<sup>54)</sup>などで提起されてきたものであった。

まず公立学校の進級遅滞問題と関連して、当時 8 年制初等学校の課程を修了せずに義務教育期間の終期である 14 歳に達した子どもたちが多くいたことと関連して「国庫補助委員会報告書」は、都市部で 8 年制初等学校の最終学年に進級することができるのは、その入学者の約半数に過ぎず、多くの子どもたちが普通教育と職業教育の両面で不十分な教育しか受けていないと指摘していた(24 頁)。同時に報告書は、義務教育期間終了後の子どもたちの就労問題に言及し、これらの子どもたちが一時的に従事する業務を移り歩き、その中で技能や能力を発達させる機会を失っていると強調していた(48 ~ 49 頁)。

そのうえで「国庫補助委員会報告書」は、「ダグラス委員会報告書」<sup>55)</sup>、とりわけその「小委員会報告書」<sup>56)</sup>と同様、職業教育がこうした事態への対応策としての意味を持つという議論を展開していた。報告書は、既存の学校教育がアカデミックな教育に偏っていると批判しており、職業教育が教育を「民主化する」(democratize) ことに貢献するとの

主張を展開していた。それは、①職業教育の課程が早期に学校を離れる子どもたちを学校にとどめるのに役立つ、②職業教育が「異なる嗜好、能力を認め、すべての者にその一生の仕事のために準備する等しい機会を与える」などの点であった（23～25頁）。

以上のように「国庫補助委員会報告書」は、徒弟制「衰退」問題を中心とする経済的理由に加えて、公立学校の進級遅滞問題と義務教育期間終了後の子どもたちの就労問題という点からも、職業教育への連邦補助の必要性を強調していた。それと同時に同報告書は、連邦と州の関係という観点からも職業教育への連邦補助を正当化していた。以下では、連邦と州の関係等に関する議論について検討する。

### （3）連邦と州の関係、及び連邦政府が教育に関する補助を行った先例

これまでみてきた①経済的な理由、②公立学校の進級遅滞と義務教育期間終了後の子どもたちの就労問題は、職業教育振興の必要性を示すものではあっても、この種の教育への連邦補助の理由としては、必ずしも十分なものではなかった。それは、アメリカでは独立以来、教育に関する事項は州の権限とされており、補助金支出という形で連邦政府が関与することを正当化する理由としては、職業教育振興の必要性のみならず、連邦と州の関係に関する議論が必要とされたからであった。

連邦と州の関係の観点から職業教育への連邦補助を正当化する理由として「国庫補助委員会報告書」が挙げていたのは、①職業教育が全米的な課題となっていること、②各州や自治体では職業教育に関する財政負担に耐えることができないことの二点であった。

まず職業教育が全米的な性格を持つ理由として同報告書は、①当時アメリカの国民が移動する傾向が強まった結果、職業教育を受けた労働者が別の州に移動することもある、②各州の産業が相互に関連していることを挙げていた（31～33頁）。

また後者の点について「国庫補助委員会報告書」は、各州にとって普通教育を施すことへの負担が大きく、さらに職業教育に対する財政的な負担はできないとの議論を展開すると同時に、職業教育のような実際的な教育は通常の教育よりもコストがかかると強調していた（32～33頁）。さらに「国庫補助委員会」は、連邦補助金がなかった当時の状況の下で、公費による職業教育制度を確立している州の数が全米48州のうち僅か8州のみであったという事実を挙げ、連邦補助が得られなければ職業教育が発展しないとの予想も示していた（32頁）。

同時にこれらの議論を補強するものとして「国庫補助委員会報告書」は、①州が単独でできない事業を連邦政府が行った事例、②教育に関する補助を連邦政府が行った事例にも言及している。まず前者について同報告書は、州の憲法上の権利を侵害しない限り、「全体的な福祉を増進すること」はむしろ連邦政府の責務だと強調し、そのような事例として国防、河川や海岸の改修、郵便事業を挙げていた（34頁）。

また各州や自治体の財政負担と関連して「国庫補助委員会報告書」は、教育に関して連邦政府が補助を行った事例に言及している。その一つは、農学、工学カレッジの設立を目的としたモリル法以降の土地付与法の制定であった（35頁）。同報告書は、これらの立法が技術の分野での指導者養成に貢献したことは認めながらも、工場労働者を養成することはできないと指摘し、この種の人々を養成するためには、それとは別の立法で補完する必要があると力説していた（37頁）。

同時に農業に関する研究と実験を行う農業試験場の設立への補助を行うことを目的とするハッチ法等の法律（35 頁）や、成人農民を対象に農業教育を行う「農業拡張事業」（farm extension work）を目的とするスミス・レーバー法（36～37 頁）にも言及しながら、これらの法律では、農村部の学校（とりわけハイ・スクール）に通学していない少年、少女に対する農業教育が連邦補助の対象とされておらず、これらの少年、少女たちに対する農業教育への連邦補助が必要だと論じていた（36 頁）。

こうして「国庫補助委員会報告書」は、連邦と州の関係の観点から、①各州や自治体ではこの種の教育に関する財政的な負担に耐えることはできない、②州が単独で行うことのできない事業が連邦政府が行った先例が存在する、③連邦政府が教育に関する補助政策を行った事例も存在することなどを挙げ、職業教育への連邦補助を正当化していた。

#### 4. 連邦補助の対象となる職業教育機関に関する勧告

つぎに「国庫補助委員会報告書」が連邦補助の対象として想定していた職業教育機関に関する勧告について検討する。同報告書は、職業教育への連邦補助の必要性に関する議論の他、連邦補助の対象となる職業教育機関の種類や教育課程など連邦補助の対象となる教育機関の条件についても勧告していた。まず連邦補助の対象となる職業教育機関としてこの報告書は、①全日制学校（all-day schools）、②定時制学校（part-time schools）、③夜間学校（evening school）の3種類を挙げていた（46～47 頁）。これらの教育機関のうち定時制学校は、若年労働者に対し、昼間の時間にパートタイムで授業を行う教育機関を意味していた。

上記のように職業教育機関の種類を授業形態によって3つに区分する発想は、何もこの「国庫補助委員会報告書」が最初ではなかった。こうした発想は、既に先述の「ダグラス委員会報告書」<sup>52)</sup>においても、また N S P I E の「職業教育制度の州制度に関して州の立法が基づくべき原理と政策」<sup>57)</sup> ("Principles and Policies That should Underlie State Legislation for A State System of Vocational Education", 1912) においてもみられた。またこの構想は、1912 年 4 月 20 日提出のウィルソン法案<sup>58)</sup>にも既に盛り込まれていた。しかしこの報告書の勧告の特徴の一つは、それぞれの種類の教育機関について、目的や教育課程などの点から、それらの具体像を示したことにある。

##### （1）全日制学校に関する勧告

まず全日制職業教育機関からみるとこととする。「国庫補助委員会報告書」は、連邦補助の対象となる全日制学校の種類として、①農業教育を目的とする農業ハイ・スクールあるいはハイ・スクールの農業学科、②工業教育を目的とする「全日制産業学校」（all-day industrial school）の2種類を挙げていた（47～50 頁）。

なお「全日制産業学校」について「国庫補助委員会報告書」は、「最低限の効率を保障する」という理由からこの種の教育機関について「少なくとも半分以上の時間を学校の実習室（school shop）もしくは実際の作業場での生産的あるいは有用な基礎に基づいた実習に充て」ることを勧告していた（50 頁）。

この勧告は、最終的に成立するスミス・ヒューズ法にも盛り込まれた。さらに同法施行のために連邦政府に設置された連邦職業教育委員会の出した『政策の表明』<sup>59)</sup> ("Statement

of Policies")において、授業時間の半分以上を「実際的な課業」に充て、残りの時間の半分以上を関連科目に充てるという規定という形で具体化されることになる。

先述の角田が「全日制産業学校」の教育課程に関するこの報告書の勧告について、「職業の社会学的文化的背景についての理解」や「労働問題などの社会的経済的な題目」が排除されていたとの見解を示した<sup>60)</sup>のも、こうした事情を踏まえたものと考えられる。

しかし実際にこの種の教育機関の教育課程に関する「国庫補助委員会報告書」の勧告の内容を検討すると、同報告書と先述の『政策の表明』との間にはニュアンスの違いがあるとみることも可能である。

まず同報告書は、基本方針として「大量の普通教育を与えることができない職業学校は、その名に値しない」と強調していた(16頁)。また「全日制産業学校」については、それぞれの職種に関する実習のみならず、①その職種の基礎となる科学や数学、②英語、公民、産業史及び地理、初等経済などの普通科目を教授することを求めていた(49頁)。

これに対し『政策の表明』は、授業時間の半分以上を「実際的な課業」に充てることのみならず、残りの時間の半分以上を関連科目に充てるべきだと規定していた。この規定は、実習(あるいは「実際的な課業」)に授業時間の半分以上を充てる点では、「国庫補助委員会報告書」と共通しているけれども、後者の勧告と比べても厳格なものであった。

以上のことを見頭に置くならば、全日制職業教育機関の教育課程について、職業に関する「社会学的文化的背景」や「社会的経済的」内容が排除されていたという先述の角田の見解は、『政策の表明』に当てはまるものであり、「国庫補助委員会報告書」には、必ずしも当てはまるものではなかったと考えられる。ただし授業時間の半分以上を実習に充てるべきだと「国庫補助委員会報告書」が勧告していたことは、『政策の表明』のような厳格な基準を正当化する解釈の余地を残していたことも否定できない事実であった。

## (2) 定時制学校に関する勧告

つぎに定時制学校に関する勧告についてみるとこととする。農業教育の場合、既にスミス・レーバー法によってこの種の教育について連邦補助がなされているという理由から「国庫補助委員会報告書」は、定時制学校については、工業教育に関するものとして構想していた(50～53頁)。同報告書は、定時制学校を、①就業している14～18歳の少年を対象とし、②夜間に授業を行うのではなく、就労している若年労働者の労働時間の一部を、学校教育に充てるという型の学校だと規定していた(47頁)。若年労働者のためにこの種の教育機関を支持する理由として「国庫補助委員会報告書」は、16歳以下の子どもたちが、日中の労働の後で夜間学校に通学するのは身体的に有害だということを挙げていた(51頁)。

この定時制学校設立構想は、職業教育運動展開の過程で発展してきたものであった。この運動展開当初、職業教育機関設立をめぐる議論は全日制のものを中心とする議論が中心であったけれども、やがて1910～11年のケルセンシュタイナーの訪米と彼がアメリカ国内で行ったドイツの補習学校の目的、理念等に関する一連の講演をきっかけとして、議論の重点は、しだいに定時制学校に移っていった<sup>61)</sup>。「国庫補助委員会報告書」は、定時制学校の目的として、①若年労働者が自分の従事する職種での昇進のための能力を発達させること、②彼らの一般的な知性を増大させ、その社会的・公民的な知識を養うことの2つ

を挙げていた（52 頁）。

まず前者からみることとする。この点について「国庫補助委員会報告書」は、この種の教育機関を徒弟制「衰退」への対応策の一つとして捉えていた。これは、定時制学校によって職場における技能習得と学校における技術や科学に関する教授を結合することによって、若年労働者の訓練のために職場と学校の協力を確保することができるとの考え方からであった（51～52 頁）。

また後者、すなわち若年労働者の一般的な知性の拡大と、社会的・公民的な知識の育成は、公立学校における進級遅滞のもとで、初等学校の課程を修了せずに就労している若年労働者を対象としたものであったということができる。この部分は、1910 年代になってからの補習学校をめぐる議論の展開とこの種の教育機関の設立を意識したものであったと考えられる。この目的のうち、とりわけ社会的・公民的知識を養うという目的については、ドイツのケルセンシュタイナーの補習学校論<sup>62)</sup>の影響を読み取ることもできよう。それと同時にこの公民教育重視の方針は、NAM の 1912 年報告書にみられるように、民主主義の担い手の育成のみならず、「使用者」と「従業員」、すなわち「資本」と「労働」の関係の円滑化、さらには当時の青年問題への対応としての意味をもつものであったと考えられる<sup>63)</sup>。

こうした公民教育重視の議論は、① 1880 年代から増加した「新移民」の子どもたちの「アメリカ化」をめざしていたとともに、②ホームステッド事件（1892 年）、プルマン・ストライキ（1894 年）などにみられる 1890 年代以降の労使対立の激化<sup>64)</sup>を踏まえたものだと見ることもできる。

### （3）夜間学校に関する勧告

最後に夜間学校に関する勧告についてみると、この種の教育機関は、16 歳以上の成熟した労働者に、その職務に関連した教授を行うことを目的とするものであった（47 頁）。この種の職業教育機関について「国庫補助委員会報告書」は、夜間トレード・スクール（evening trade school）と夜間産業学校（evening industrial school）を提案していた（54 頁）。

なお夜間学校について報告書は、先述の定時制学校の場合と異なり、連邦補助金の支出の条件を、「生徒の日常の雇用を補完するクラスの教授」に限定することを勧告していた。これは、この種の教育機関が「既に職に就いている人々の熟練職種に関する知識を拡張する教授」が、連邦補助金に関して「最も必要とされている」との理由からであった（54 頁）。

この勧告は、実際に制定されたスミス・ヒューズ法にも盛り込まれる<sup>65)</sup>ことになるけれども、先述の定時制学校に関するものと比べて、補助金支出の条件を厳格に規定したものであった。しかしこの勧告は、当時設立されつつあった夜間職業教育機関の実態を反映したものでもあった。既に別稿でも触れたようにこの種の職業教育機関では、普通科目は教授されず、生徒たちが日中従事している職業に関する内容、あるいはそれに関連する内容（製図、数学、科学等）に限定されるのが、一般的であったからである<sup>66)</sup>。

以上のように「国庫補助委員会報告書」は、連邦補助の対象となる教育機関として、授業形態による 3 類型、すなわち①全日制学校、②定時制学校、③夜間学校の 3 種類を挙げ、

それぞれの教育機関について教育課程など、連邦補助金の対象となる条件について勧告していた。これらの事項は、最終的に成立したスミス・ヒューズ法にも盛り込まれることになる。

### おわりに

本稿では、スミス・ヒューズ法の諸規定に大きく影響を与えたといわれている「国庫補助委員会報告書」の特質と教育史的意義を解明することを意図した。最初に同報告書における「職業教育」規定の特徴を明らかにした。この報告書は、①この用語を14歳以上の者を対象とする中等段階のものに限定し、②連邦補助の対象となる職業教育の分野を農業、工業、家政の3分野に限定することを勧告した。

つぎに「国庫補助委員会報告書」における職業教育への連邦補助の論理を解明することを意図した。報告書は、それまで職業教育運動に参加してきたN S P I E、N A M、A F Lでの議論を集大成する形で、徒弟制「衰退」論などの経済的理由や公立学校の進級遅滞問題と義務教育期間終了後の子どもたちの就労問題などの点から主張していた。同時に「国庫補助委員会報告書」は、連邦と州の関係という点から、①各州や自治体ではこの種の教育に関する財政的負担に耐えられない、②州が単独ではできない事業を連邦政府が行った事例や教育に関する補助を連邦政府が行った事例にも言及し、職業教育への連邦補助を正当化していた。

それに引き続いだ本稿では、連邦補助対象となる職業教育機関の種類、及びその教育課程などの点から、職業教育への連邦補助の条件などに関する「国庫補助委員会報告書」の勧告の特質を解明することを意図した。同報告書は、①全日制、②定時制、③夜間という授業形態による3種類を提案していた。同時にそれぞれの教育機関について、教育課程などの点から連邦補助の対象となる条件を勧告した。

全体的に「国庫補助委員会報告書」は、一方で職業教育運動で展開された議論を集大成するとともに、それまでの職業教育連邦補助法案の内容と比べて、職業教育への連邦補助金支出の条件をより明確なものとしたと考えられる。

最後に「国庫補助委員会報告書」に対する評価についてみることとする。まずこの報告書を「一方的な証人による一方的な委員会」の産物とみる評価からみることとする。こうした評価は、国庫補助委員会がN S P I Eの活動的な会員を構成員として加えており、また職業教育関係者を除く教育関係者が加えられていなかったことにもよると考えられる。しかし同報告書の議論や諸勧告、とりわけ①職業教育の必要性をめぐる議論、②連邦補助の対象となる職業教育機関の種類、及び教育課程など連邦補助金となる職業教育機関の条件については、職業教育運動を中心的に担った団体の一つであるN S P I E、使用者団体としてのN A Mのみならず、労働組合の全米的な組織の一つであるA F Lの議論を反映したものであったことは否定できないようと思われる。またこの委員会には労働組合を代表する人物としてA F Lの産業教育委員会の委員も務めたネスターが加えられていたことも注目される。こうした点を念頭に置くならば、同報告書を出した「国庫補助委員会」が「一方的な証人による一方的な委員会」だとの評価は必ずしも妥当ではないということができる。

つぎに連邦補助の対象となる全日制工業教育機関の教育課程に関する同報告書の勧告に

ついて検討する。同報告書は、この種の教育機関について、AFLの要求に配慮して、普通教育を重視する必要性を強調していた。一方授業時間の半分以上を実習に充てることを勧告しており、『政策の表明』がより厳格な条件を示す根拠を与えた面のあったことは否定できない。

いずれにせよ「国庫補助委員会報告書」は、これまでみてきた諸勧告を行い、それらの内容の多くは、最終的に成立するスミス・ヒューズ法に盛り込まれることになる。

(注)

- 1) 佐々木英一『ドイツにおける職業教育・訓練の展開と構造』風間書房（1997年）、4頁。
- 2) 小玉重夫『教育改革と公共性』東京大学出版会（1999年）、222頁。
- 3) 雇用・能力開発機構廃止論とその問題点については、依田有弘「公的職業訓練を守り発展させよう」『技術と教育』第419号、1～3頁、佐々木英一「公共職業訓練をめぐる今日の議論について」同上誌、8～11頁。なお同機構の廃止、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構への移行については、「独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止と業務の移管のお知らせ」([http://www.ehdo.go.jp/new/n\\_2011/pdf/0427\\_01.pdf](http://www.ehdo.go.jp/new/n_2011/pdf/0427_01.pdf)) を参照されたい。
- 4) 本田由紀『教育の職業的意義』筑摩書房（2009年）。
- 5) United Nations Educational, Scientific, and Cultural Organization, *Convention on Technical and Vocational Education*, Adopted by the General Conference in Its Twenty-Fifth Session, Paris, 10 November, (1989). なおこの条約の邦訳は、尾高進・田中喜美訳「技術教育及び職業教育に関する条約」、田中喜美編『国民教育におけるテクノロジーリテラシー育成の教育課程開発に関する総合的比較研究（平成6年度～平成8年度科学研究費補助金（基盤研究A）研究成果報告書）（1997年）、71～75頁を参照されたい。
- 6) 本田由紀、前掲書、104～131頁、技術教育研究会・高校職業教育検討委員会『高校工業教育の復権』17～20頁。
- 7) 19世紀後半から1920年代にかけての欧米諸国における職業教育の振興策については、田中喜美「技術・職業教育の教師が拓く社会展望——『教育改革』と新自由主義」『技術教育研究』第58号（2001年7月）、35～45頁、細谷俊夫『技術教育概論』東京大学出版会（1978年）、60～61頁、82～86頁、91～92頁を参照されたい。
- 8) Public Law no.174, 64th Congress, "An act to Provide for the Promotion of Vocational Education; to Provide for Cooperation with the States in the Promotion of Such Education in Agriculture and the Trades and Industries; to Provide for Cooperation with the States in the Preparation of Teachers of Vocational Subjects; and to Appropriation Money and Its Expenditure", ("Smith-Hughes Act") (1917).
- 9) 田中喜美『技術教育の形成と展開』（多賀出版、1993年）、199頁。
- 10) *Vocational Education: Report of the Commission on National Aid to Vocational Education*, House of Representatives Document, no. 1004, Vol.1, Government Printing Office, (Washington, D. C., 1914). 以下この報告書の引用箇所については、本文中に記すことにする。

- 11) C. A. Bennett, *History of Manual and Industrial Education 1870 to 1917*, Chas. A. Bennett Co., Inc., (Peoria, Ill., 1937), pp.546-547.
- 12) L. S. Hawkins, C. A. Prosser, J. C. Wright, *Development of Vocational Education*, American Technical Society, (Chicago, 1951), pp.80-82, pp. 90-112, pp.543-574.
- 13) M. L. Barlow, *History of Industrial Education*, Chas. A. Bennett Co., Inc., (Peoria, IL. 1967), pp.58-61.
- 14) Bennett, *op. cit.*
- 15) *Ibid.*
- 16) I. L. Kandel, "Federal Aid to Vocational Education", The Carnegie Foundation of the Advancement of Teaching, *Bulletin*, no.10, (New York, 1917), p.97.
- 17) *Ibid.*
- 18) *Ibid.*, p. 95.
- 19) A. G. Wirth, *Education in the Technological Society: The Vocational-Liberal Studies Controversy in the Early Twentieth Century*, University Press of America, (Washington D.C., 1980), p.162; H. Kantor, "Vocationalism in American Education: The Economic and Political Context, 1880-1930", in H. Kantor, D. B. Tyack, ed., *Work, Youth, Schooling: Historical Perspectives on Vocationalism in American Education*, Stanford University Press, (Stanford, CA, 1982), p.34.
- 20) 角田一郎「近代資本主義の産業教育政策」『産業教育』1953年8月号。
- 21) 同上論文、2～18頁。
- 22) 同上論文、7～9頁。
- 23) 同上論文。
- 24) Thirty-Seventh Congress, Sess. II , Ch. 130,"An Act Donating Public Lands to the Several States and Territories which may provide Colleges for the Benefit of Agriculture and the Mechanic Arts", Approved July 2, 1862 .
- 25) 第一次モリル法以降の土地付与法の展開については、Hawkins, et.al., *op. cit.*, pp.75-79に詳しい。
- 26) 職業教育運動展開については、Bennett, *op. cit.*, pp.507-552; Hawkins, et. al., *op. cit.*, pp.32-122 に詳しい。
- 27) 59th Congress, 2d Session, "H. R. 24757", in the House of Representatives, January 22,1907; 60th Congress, 1st Session, "H. R. 18204", in the House of Representatives, February 27, 1908.
- 28) 拙稿「アメリカ合衆国における最初の職業教育連邦補助法（スミス・ヒューズ法）の成立過程」『横浜国立大学教育人間科学部紀要 I (教育科学)』no.13、(2011年2月)、219～221頁。
- 29) 同上論文、221～224頁。
- 30)、31) Hawkins, et. al., *op. cit.*, pp.80-81; 拙稿、前掲論文、224～227頁。
- 32) Kandel, *op. cit.*, p.97.
- 33) Kantor, *op. cit.*, p.34.
- 34) Kandel, *op. cit.*, p.95, 角田一郎、前掲論文、10頁。
- 35) 59th Congress, 2d Session, "H. R. 24757", January 22,1907, *op. cit.*
- 36) Smith-Hughes Act, *op. cit.*

- 37) 田中喜美、前掲書、236 頁。
- 38) J. W. Van Cleave, "Industrial Education From the Standpoint of the Manufacturers", in "Proceedings of First Annual Meeting, Chicago: Part I ", NSPIE Bulletin, no. 5, (1908), pp. 19-20.
- 39) *Report of the Proceedings of the Twenty-Ninth Annual Convention of the American Federation of Labor* (1909) (以下 AFL, *Proceedings*, (1909) のような形で略記する) , p.138; *Industrial Education: Report of the Committee on Industrial Education of the American Federation of Labor*, 62nd Congress, Senate Document, (1912), no.936, p.7.
- 40) AFL, *Proceedings*, (1909), pp.138-139; AFL, *Proceedings*, (1910), pp. 275-276; 拙稿「アメリカ合衆国の全米産業教育振興協会（N S P I E）における公教育としての職業教育制度構想の形成」『産業教育学研究』第 35 卷第 2 号 (2005 年 7 月)。
- 41) 同上論文。
- 42) Commonwealth of Massachusetts, *Report of the Commission on Industrial and Technical Education*, Columbia University, Teachers College, (New York, 1906) , pp.21-22.
- 43) Van Cleave, *op. cit.*, pp.15-21.
- 44) *Proceedings of the Seventeenth Annual Convention of the National Association of Manufacturers*, (1912) (以下 NAM, *Proceedings*, (1912) のような形で略記する) , pp.155-156.
- 45) H. S. Pritchett, "The Aims of the National Society for the Promotion of Industrial Education", "Proceedings of the First Annual Meeting, Chicago; Part I ", NSPIE Bulletin, no.5, (1908), pp.23-24; NAM, *Proceedings*, (1911) , p.186, pp.188-190, p.192.
- 46) P. H. Douglas, *American Apprenticeship and Industrial Education*, Columbia University, (New York, 1921) , p. 60.
- 47) NAM, *Proceedings*, pp.142-143; 拙稿「アメリカ合衆国の全米産業教育振興協会（N S P I E）における公教育としての職業教育制度構想の形成」前掲論文。
- 48) *Report of the Commission on Industrial and Technical Education*, *op. cit.*, pp.8-9; "Society for the Promotion for Industrial Education: Preliminary Announcement", n.d.; "Society for the Promotion for Industrial Education", n.d. ;"Proceedings of the Organization Meetings", NSPIE Bulletin, no.1, (1907), pp.26-27, pp.31-32.
- 49) 進級遅滞問題については、M. Lazerson, *Origins of the Urban Schools: Public Education in Massachusetts, 1870-1915*, Harvard University Press, (Cambridge, MA, 1971) , pp.137-142; 田中喜美、前掲書、207 ~ 217 頁を参照されたい。
- 50) "Report of the Sub-Committee on the Relation of Children and Industry", in *Report of the Commission on Industrial and Technical Education*, *op. cit.*, pp.25-127; Lazerson, *op. cit.*, pp.142-147; 田中喜美、前掲書、218-219 頁。
- 51) "Report of the Sub-Committee on the Relation of Children and Industry", in *Report of the Commission on Industrial and Technical Education*, *op. cit.*
- 52) C. W. Eliot, "Industrial Education as an Essential Factor in Our Democracy", in "Proceedings of the First Annual Meeting; Part I ", *op. cit.*, p.11.
- 53) NAM, *Proceedings*, (1912) , *op. cit.*, pp.149-152.
- 54) AFL, *Proceedings*, (1909) , pp.133-134, p.137.

- 55) *Report of the Commission on Industrial and Technical Education, op. cit.*, p.18.
- 56) *Ibid.*, pp.21-22.
- 57) "Principles and Policies That should Underlie State Legislation for a State System of Vocational Education", in "Proceedings Sixth Annual Meeting Philadelphia, December 5-7, 1912", NSPIE *Bulletin*, no.16, (1913), pp.292-297.
- 58) 62d Congress, 2d Session, "H. R.23581", in the House of Representatives, April 20, 1912.
- 59) "Statement of Policies", Federal Board of Vocational Education, *Bulletin*, no.1, (Government Printing Office, Washington D.C., 1917), p.30, p.43.
- 60) 角田一郎、前掲論文、8頁。
- 61) 定時制学校をめぐる議論については、木下 順『アメリカ技能養成と労資関係』ミネルヴァ書房（2000年）、212-217頁、拙稿「アメリカ合衆国における公教育としての職業教育制度構想の形成」『産業教育学研究』第26巻第1号（1996年1月）、同「20世紀初期アメリカにおける定時制・補習学校の構想の形成」『教育論叢』第30号（1987年3月）が詳しい。
- 62) ケルセンシュタイナーの補習学校論については、G. Kerschensteiner, *Three Lectures on Vocational Training*, The Commercial Club of Chicago, (1911)に詳しい。
- 63) NAM, *Proceedings*, (1912), *op. cit.*, p.150, pp.153-155.
- 64) ホームステッド事件（1892年）、プルマン・ストライキ（1894年）などについては、斎藤 真『アメリカ現代史』山川出版社（1976年）などが詳しい。
- 65) "Smith-Hughes Act", *op. cit.*
- 66) 拙稿「1900～10年代アメリカ合衆国における夜間、定時制職業教育機関の成立」『学生・生徒のキャリアアップ支援策の高度化と产学パートナーシップの日米仏比較研究』平成14～平成16年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（1））研究成果報告書（研究者代表 横尾恒隆）、（2005年3月）。